

学研災賛助会員大学在籍の学生の皆様へ

# 学研災付帯海外留学保険

(略称:付帯海学)



**約36.25% 割引適用！！**

損害率による割引率が一時的に引き下げとなりましたが、過去からの実績を踏まえて昨年と同じ保険料水準を維持しています。

$$1 - (1\% - \text{包括割引}15\%) \times (1 - \text{過去の損害率による割引}25\%) = \blacktriangle 36.25$$

付帯海学は、派遣留学生を応援するために創設されました。  
学研災を導入している全国**1,077校**\*1の学生を加入対象\*2としており、本制度採用大学のスケールメリットを活かした包括割引と、過去の損害率による割引を適用しております。

\*1 2023年3月末時点の学研災賛助会員校数。

\*2 本制度の対象となる留学は、下記「付帯海学の対象者」をご参照ください。

## 付帯海学の対象者

学研災に加入しており、在籍大学が承認した派遣留学に参加する学生(単位認定の有無は問いません。)

※在籍大学が本制度の導入をしている必要があります。また、在籍大学が対象とした留学に参加する学生は、全員本制度にご加入いただきます。

## ご契約までの流れ

①加入手続きのご案内メールを受信次第、メール文記載のURLから手続きサイト(サイちゃんの海外留学保険サイト)へアクセスしてください。(ログインIDは学籍番号、PWはメール記載)

②手続きサイトへログイン後、必要情報を入力の上、クレジットカード決済までお手続きください。(※出発日の9日前を過ぎるとWebからのお手続きはできなくなります。必ず10日前までにお手続きください。)

③決済完了後、お手続き完了のお知らせメールが配信されます。

④数日後、メールにて被保険者証(PDF)、海外旅行あんしんガイドブック(URL)をご案内いたします。被保険者証(PDF)は必ず印刷いただき、留学先へご持参ください。

## 保険金額・保険料は、別紙保険料表をご確認ください。

補償内容や付帯サービス等の詳細については、  
右記QRコードからご確認ください。

<https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/travel/kaigai/guide/2404/>



### <ご契約の際のご注意>

●保険期間(保険のご契約期間)は、海外留学の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「留学期間」に合わせて設定してください。

なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。また、保険期間中であっても住居に帰着した時点で保険は終了します。

●保険期間はご出発の当日を含めて数えます。たとえば「6月1日より6月8日までの留学」の保険期間は「8日まで」、「6月1日より7月31日までの留学」の保険期間は「2か月まで」、「6月1日より8月1日までの留学」の保険期間は「3か月まで」となります。

この保険契約は、以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険(株)が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、各引受割合については(公財)日本国際教育支援協会にご確認ください。

<引受保険会社>東京海上日動火災保険(株)(幹事保険会社) あいおいニッセイ同和損害保険(株) 損害保険ジャパン(株) 三井住友海上火災保険(株)

### ◆保険金請求に関する個人情報の提供について

弊社は、保険の対象となる方が本保険の保険金請求をした際、保険金請求書に記載された個人情報を①大学に対して、大学が行う学生サービスや事務管理のために、また②契約者である(公財)日本国際教育支援協会に対して、同協会が行う大学からの照会対応や安全啓発・制度普及活動のために提供いたします。この取扱いに同意しない場合には、個別にご相談ください。

### お問い合わせ先・取扱代理店

東京海上日動パートナーズかんさい 大阪北支店 大阪北支社  
住所 〒541-0041 大阪市中央区北浜2-6-26  
TEL :0120-505-421  
平日9:00~17:00(12:00~13:00除く)

### 引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社  
(担当課支社)京都本部 京都開発課  
住所 〒600-8570 京都市下京区四條通富小路角  
TEL :075-241-1156(受付時間:平日9:00~17:00)

## 保険金額・保険料表（保険金額31日まで）

	拡充プラン	拡充プラン +歯科治療費用補償	拡充プラン +歯科治療・既往症補償
補償内容	トラベルプロテクト付*1		
	保険金額		
傷害死亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円
傷害後遺障害	1,000万円	1,000万円	1,000万円
治療・救援費用	無制限	無制限	無制限
応急治療・救援費用	—	—	300万円
賠償責任/留学生賠償責任	1億円	1億円	1億円
携行品損害	20万円	20万円	20万円
航空機寄託手荷物	3万円定額	3万円定額	3万円定額
航空機遅延	有（3万円、1万円、5千円）	有（3万円、1万円、5千円）	有（3万円、1万円、5千円）
歯科治療費用	—	30万円（待機期間15日）	30万円（待機期間15日*2）
	保険料		
1日まで	1,380円	保険期間 31日超のみ	1,510円
2日まで	1,810円		2,010円
3日まで	2,200円		2,460円
4日まで	2,550円		2,850円
5日まで	2,970円		3,340円
6日まで	3,380円		3,790円
7日まで	3,710円		4,170円
8日まで	4,020円		4,530円
9日まで	4,310円		4,860円
10日まで	4,600円		5,200円
11日まで	4,890円		5,530円
12日まで	5,170円		5,850円
13日まで	5,450円		6,180円
14日まで	5,740円		6,500円
15日まで	5,980円		6,780円
17日まで	6,340円		7,690円
19日まで	6,870円		8,380円
21日まで	7,430円		9,120円
23日まで	7,770円		9,600円
25日まで	8,080円		10,080円
27日まで	8,370円		10,540円
29日まで	8,610円		11,010円
31日まで	8,840円		11,390円

\*1 契約タイプでご契約され、被保険者証をお持ちいただいているお客様が対象になります。

\*2 待機期間である15日までの保険期間は補償されません。

### 【歯科治療費用保険金の補償内容】

留学先で歯が痛くなった場合 \*1

\*1 留学中に発病した歯科疾病に対して、保険始期から待機期間を経過した日の翌日の午前0時より後に歯科治療（除く予防、矯正治療）を開始した場合に限ります。待機期間15日を経過するまでの治療費用は補償対象となりません。

※待機期間15日、縮小割合80%を設定しています。待機期間（15日）を経過した日の翌日以降で医師の治療を開始した場合に80%を乗じた金額をお支払いします。

## 保険金額・保険料表（保険金額31日超）

	拡充プラン	拡充プラン +歯科治療費用補償	拡充プラン +歯科治療・既往症補償
補償内容 <small>トラベルプロテクト付*1</small>	保険金額		
傷害死亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円
傷害後遺障害	1,000万円	1,000万円	1,000万円
治療・救援費用	無制限	無制限	無制限
応急治療・救援費用	—	—	300万円
賠償責任/留学生賠償責任	1億円	1億円	1億円
携行品損害	20万円	20万円	20万円
航空機寄託手荷物	3万円定額	3万円定額	3万円定額
航空機遅延	有（3万円、1万円、5千円）	有（3万円、1万円、5千円）	有（3万円、1万円、5千円）
歯科治療費用	—	30万円（待機期間15日）	30万円（待機期間15日）
保険金額	保険料		
34日まで	9,360円	10,570円	12,230円
39日まで	10,580円	12,030円	14,070円
46日まで	12,370円	14,080円	16,660円
53日まで	14,460円	16,400円	19,620円
2カ月まで	16,980円	19,250円	23,180円
3カ月まで	23,180円	26,390円	32,070円
4カ月まで	32,850円	37,050円	47,090円
5カ月まで	42,320円	47,560円	60,770円
6カ月まで	51,680円	57,920円	74,250円
7カ月まで	61,150円	68,440円	87,930円
8カ月まで	70,680円	78,980円	101,620円
9カ月まで	80,440円	89,780円	115,700円
10カ月まで	90,040円	100,390円	129,490円
11カ月まで	99,260円	110,660円	142,860円
1年まで	108,850円	121,220円	156,620円

\*1 契約タイプでご契約され、被保険者証をお持ちいただいているお客様が対象になります。

### 【歯科治療費用保険金の補償内容】

留学先で歯が痛くなった場合 \*1

\*1 留学中に発病した歯科疾病に対して、保険始期から待機期間を経過した日の翌日の午前0時より後に歯科治療（除く予防、矯正治療）を開始した場合に限ります。待機期間15日を経過するまでの治療費用は補償対象となりません。

※待機期間15日、縮小割合80%を設定しています。待機期間（15日）を経過した日の翌日以降で医師の治療を開始した場合に80%を乗じた金額をお支払いします。